

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による京都市西賀茂第三地区土地区画整理事業の下記の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を京都市北区西賀茂上庄田町32番地先及び京都市上京区丸太町通河原町西入る高島町335番地 財団法人京都市土地区画整理協会内 京都市西賀茂第三地区区画整理組合事務所掲示板に掲示しています。

平成20年7月18日

京都市長 門川 大作

記

氏 名	住 所	没 年
三宅 幾松	京都府愛宕郡上賀茂村字上賀茂第608番戸	明治3年11月18日没

（建設局都市整備部市街地整備課）